

## 障害者自立支援法訴訟の意義について

しょうがいしゃじりつしえんほうせしやう ぜんこくべんごだん じむきょくちやう べんごし  
障害者自立支援法訴訟 全国弁護士 事務局長 弁護士  
ふじおか つよし  
藤岡 毅

1 2005年10月31日国会で成立した障害者自立支援法（以下「自立支援法」）により障害を持つ市民が全国で苦しめられています。

1995年、バブル経済崩壊の社会状況のもと、厚労省の社会保障審議会が「自己責任と社会連帯」を強調する勧告を出しました。

国民には自らの努力によって自らの生活を維持する自己責任があることが強調されました。この行き着いた先が自立支援法です。

他方、2006年に国連で採択された権利条約に象徴されるように、国際的にも国内的にも障害者の人権保障は進展してきたはずでした。

障害という誰にでも起こりうる普遍的な属性が、一部の人に偏在している不平等状態であることから、様々な社会的不利益について、社会公共で公的に支援し、差別、不平等を解消・是正することが人権保障であるという認識に立つものです。

しかし、自立支援法は、障害に対する公的支援を「サービス」「私的な利益」とみなして「不利益は、利益を享受する障害者自身が責任をもって解消しなさい」という思想に立

脚するもので、ノーマライゼーション理念に抵触し、障害者の人権保障の歴史に逆行する法律です。

そのため、法を制定あるいは推進した国会、厚労省に対して、DPI日本会議を初めとする諸団体がこの問題の解決を求めてきたことは自然なことです。

2 そして、多数決民主主義の弊害により国会、行政により少数者の人権が侵害された場合、時の国会が制定した法律より、上位にある最高法規である憲法の理念に立ち返り、多数派の横暴を制御し、人権を救済するのが本来の司法府の使命です。

従来、この国の裁判所は、政府、行政の顔色をうかがって、公権力の横暴を追認し、お墨付きを与えるような存在でした。しかし、初めから諦めていては未来は開けません。また、裁判員制度（賛否は別として）に象徴されるように、裁判所も市民感覚から遊離した司法の現状に危機意識を持ち、近年、変革の兆しも見受けられます。

3 そのため、自立支援法に関する被害を司法の場で問題提起し、障害者の権利の確立のた

めに闘う自立支援法訴訟が、各地で取り組まれています。

自立支援法の存在に関わる「応益負担」に関する訴訟は、2008年10月31日、福岡、広島、神戸、京都、大阪、大津、東京、さいたまの8地裁で29名の障害者が提訴し、裁判が始まりました。

- 4 また、介護支給量の保障に関する訴訟も、2007年10月に岸祐司さんが大阪地裁に、2008年5月に石田雅俊さんが和歌山地裁に提訴しています。

東京都大田区に住む鈴木敬治さんが2008年10月22日に提訴した、東京地裁の第二次鈴木訴訟は私が担当しています。

支給量保障訴訟は、重度訪問介護等について、地域で生きていくために必要な介護保障を求める闘いであり、障害者の自立生活確立のため普遍的な闘いです。

- 5 鈴木敬治さんの今回の訴訟は、支援費時代の裁判に続く第二次訴訟です。

第一次訴訟は、移動支援費を自治体が上限要綱に基づいて、従来の124時間を月32時間に削減したため2005年8月に提訴したものです。2006年11月29日宣告の東京地裁判決は、審理途中で自立支援法が施行され、支援費制度自体が消滅してしまったために訴え却下判決でした。

しかし「障害者個々の個別事情を適切に考慮しないで要綱に従って支給量を削減させた処分は、考慮すべき事項を考慮しなかった

点で裁量権を逸脱しており違法な処分」「違法な処分であることを踏まえて、自立支援法でも適切に対応すべき」という意味の判決でした。判決は確定しましたが、大田区は月90時間にしただけのため、第一次訴訟判決の趣旨を尊重して、原告に必要な移動介護量を保障すべきとして2008年10月22日に第二次訴訟を提起したものです。

また支援費時代の判決として2007年9月18日福島県の旧船引町のWさんが原告の福島地裁の判決も重要です。これは、障害当事者が希望した支給量を認めない支給決定を行政が下す場合には、必ず文書でその理由を示さなければ違法、生活保護他人介護料が支給されているから支援費を減らすことは違法など、自立支援法の支給決定に関しても重要な判例となっています。

- 6 鈴木第一次訴訟判決や船引町事件判決は、今後の支給量保障をめぐる訴訟はもとより、行政交渉などの局面で積極的に活用して頂きたい武器です。支給量について、障害者個々の必要な事情を十分に考慮しないで「自治体の定めた上限」などで決めっていると評価し得る案件については、判例の趣旨に照らして違法の疑いがあると指摘できるでしょう。
- 7 以上、全国各地で繰り返されている自立支援法訴訟は原告だけの問題では決してなく、地域で生きていく障害者共通の課題のための闘いに他なりません。ご支援を心よりお願い申し上げます。